

**逗子市小規模保育事業(A型)実施事業所 設置運営法人募集要項(案)**

資料 3

逗子市では、近年保育所等の入所希望者が増加しており、認可保育所や地域型保育事業所を年々開所していますが、待機児童が解消していません。

待機児童の解消は本市の重要な課題であり、既存建築物を改修して、小規模保育事業所(A型)を設置及び運営する法人を募集します。

**【応募資格】**

- 1 平成 30 年 7 月 1 日時点で、神奈川県内において、次のいずれかの条件を満たす施設を 3 年以上設置運営する法人であること。(認可以前に、認可外保育施設を設置している場合は、その期間を含む。)
  - (1) 認可保育所
  - (2) 認定こども園
  - (3) 認可幼稚園
  - (4) 地域型保育事業所
- 2 小規模保育事業(A型)を設置運営するための十分な資力・信用を有していること。次の要件を全て満たすこと。
  - (1) 事業者における全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
  - (2) 債務超過となっていないこと。
  - (3) 年間運営費の概ね 2 カ月分に相当する資金を普通預金及び当座預金等により有していること。
- 3 児童福祉事業に熱意を持ち、継続的に安定した小規模保育事業(A型)の運営ができること。児童福祉法の定めによる「実務を担当する幹部職員(施設長等)」が、認可保育所等で 2 年以上の勤務経験があること。
- 4 児童福祉法、逗子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年逗子市条例第 25 号。以下「設備運営基準」という)等の関係法令等に適合し、保育所保育指針を踏まえて保育を継続して実施する意思と能力があること。
- 5 次の法令等に示されている要件を満たすこと。
  - ①児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項
  - ②児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)第 36 条の 36
  - ③逗子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
  - ④逗子市家庭的保育事業等の認可の基準等に関する要綱(平成 28 年逗子市要綱)
- 6 法人が運営する全ての保育所等において、法令に基づく改善の命令、事業停止又は業務停止等の処分を過去 3 年間受けていないこと。
- 7 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者又は破産者で復権を得ている者
- 8 団体又はその代表者が所在地の市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納しておらず、会社更生法、民事再生法の手続きを行っていない者
- 9 法人の経営等に暴力団及び暴力団員の関与がないこと。

**【応募に当たっての基本条件】**

- ・選定された事業者には、平成30年11月30日(金)までに事業を実施する建築物を確保する義務があります。平成30年11月30日(金)までに事業を実施する建築物が確保できなかった場合は、事業者としての決定を取り消します。
- ・事業を実施する建築物の確保後、速やかに次の書類を提出してください。
  - ◇ 事業を実施する既存建築物の所有権もしくは賃貸借契約が可能であることを証明する書類の写し
  - ◇ 事業を実施する既存建築物の位置図
  - ◇ 事業を実施する既存建築物の平面図
    - ・各部屋の用途及び有効面積のわかるもの
    - ・非常時において2方向への避難が可能なことがわかるもの
  - ◇ 構造のわかるもの

**【設置地域】**

- ・原則として、神奈川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年神奈川県条例第44号)第3条第3号に規定する範囲外であること
- ※風俗営業を行っている敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲70メートル以内の地域(当該営業所が商業地域に所在することとなる場合にあつては、当該施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲30メートル以内の地域)
- ・逗子市逗子・桜山・山の根・久木・小坪・新宿の範囲が望ましい。
- ・公共交通機関を利用しての利便性が高い方が望ましい。

**【実施する小規模保育事業(A型)の基本要件】**

- 1 定員 6人以上19名以下。概ね19名が望ましい。
- 2 定員の内訳 定員19名の場合、0歳児 3名、1歳児 8名、2歳児 8名を基本とする。  
待機児童の多い1歳児の定員を多く設定することが望ましく、0歳児の定員を設定しないことは可とする。  
※定員の設定は、決定された事業者と認可手続きの中で調整します。

**【設置する小規模保育事業所の要件の詳細等】**

- 1 設置する小規模保育事業所は、児童福祉法第34条の15第2項に定める小規模保育事業(A型)を実施する事業所とする。
- 2 施設及び保育環境については、「設備運営基準」を満たすとともに、神奈川県の「保育所認可の手引き」記載の「保育所設置認可に係る審査基準」に準ずること。
- 3 認可指導基準の内、1人当たりの保育室の有効面積は次のとおりとする。  
0歳児室・1歳児室 3.3㎡/人 2歳児以上 1.98㎡/人  
\*保育室の面積は、芯心面積ではなく、固定家具等の面積を引いた実際保育に使用できる有効面積で算出すること。
- 4 事業所として使用する建築物は、法人自らが所有もしくは賃貸借(賃貸借の場合は、契約期間が5年間以上であること。)し、その他関連法令等を遵守し、事業所を設置すること。

### 【小規模保育事業運営の要件】

- 1 0歳児の定員を設定する場合は生後57日からとすること。
- 2 職員配置は逗子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年逗子市条例第25号。以下「条例」という。)の規定に従い、施設長は常勤者とする。
- 3 開所時間は1日8時間を原則とするが、地域や利用者の状況及び市内認可保育所の開所時間を踏まえ、11時間が望ましい。11時間開所する場合は、市内認可保育所の開所時間との整合性を図るため、午前7時から午後6時までが望ましい。必要に応じ、延長保育の実施も検討すること。
- 4 休所日は、原則として日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、3日及び12月29日、30日、31日とする。
- 5 給食は完全給食とし、自園調理方式により提供すること。  
\*ただし、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号通知)2から6に準じている場合に限り、給食調理業務の外部委託を認めるものとする。また、条例の定めにより連携施設による調理も可とする。
- 6 近隣の住民と良好な関係を確保すること。
- 7 平成31年4月1日までに開所すること

### 【既存建築物の改修に係る補助金について】

- ・改修費等補助 補助単価 2,200万円(上限)×補助率 3/4=補助額  
既存建築物の改修費・大型備品代等
- ・家賃助成 補助単価月額 30万円(上限)×補助率 3/4=補助額  
契約の際に要する礼金を含む。ただし、賃貸借契約済みの場合、本市から選考された日の属する月の分から助成する。

### 【運営費について】

小規模保育事業開始後は、入所児童の年齢及び人数により、国の基準に基づく給付費(公定価格)が支払われます。

### 【応募方法等】

- 1 書類配布  
平成30年7月23日(月)から平成30年8月17日(金)まで(市役所閉庁日を除く)  
逗子市教育委員会 教育部 保育課(5階) 窓口又は逗子市ホームページからダウンロード
- 2 質問がある場合  
受付期間 平成30年7月23日(月)から平成30年8月17日(金)まで  
郵送、FAX 又は電子メールにて受付及び回答をします。  
所在地 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16  
F A X 046-873-4520  
Mail hoiku@city.zushi.kanagawa.lg.jp
- 3 応募受付期間等  
受付期間 平成30年8月1日(水)から平成30年8月31日(金)まで

(市役所閉庁日を除く。)

受付時間 9時から12時まで、13時から17時まで

受付場所 逗子市役所 5階 保育課窓口

※提出書類は、正本1部、副本6部(複写可)を直接提出してください。

※本募集期間中に応募が無かった場合は、翌月の1ヶ月を単位として再募集を行います。再募集を行う場合は、本市ホームページに掲載します。

#### 4 提出書類

※応募に必要な費用は応募者の負担となります。また、提出いただいた書類は返却いたしません。

- (1) 逗子市小規模保育事業(A型)設置運営法人募集申込書(様式1)
- (2) 応募の動機、逗子市への理解についての調書(様式2)
- (3) 法人実績等調書(様式3)、代表者の履歴書、法人の登記簿謄本
- (4) 法人が設置運営している保育所等の調書(様式4)
- (5) 事業計画書(様式5)、当該事業所の施設長(予定者で可)の履歴書、保育士証の写し
- (6) 法人が現在運営している施設の概要がわかる書類及び当該施設の平成27年度収支決算書
- (7) 法人残高証明書、平成27年度、平成28年度及び平成29年度法人収支決算書等

※事業者における全体の財務内容について3年以上連続して損失を計上していないこと、債務超過となっていないか判断できるもの。

- (8) 法人定款、寄付行為等
- (9) 事業者が運営する神奈川県内の保育所等で過去3年間行われた、所管行政庁の監査結果の写し。(認可外保育施設の指導監督を含む。)
- (10) 欠格事項に関する誓約書
- (11) その他、市長が必要とする書類

※応募時点で、事業を実施する建築物が確保されている場合は、次の書類も添付してください。

- ◇ 事業を実施する既存建築物の所有権もしくは賃貸借契約が可能であることを証明する書類の写し
- ◇ 事業を実施する既存建築物の位置図
- ◇ 事業を実施する既存建築物の平面図(各部屋の用途及び有効面積のわかるもの)、構造のわかるもの、非常時において2方向への避難が可能なことがわかるもの

※各書類にはインデックスを貼付し、該当書類の各号の番号を付すこと。

#### 【法人選定までの全体スケジュール(予定)】

時 期	内 容
平成30年7月23日(月)～平成30年8月17日(金)	募集要項及び書類配布
平成30年7月23日(月)～平成30年8月17日(金)	質問受付期間
平成30年8月1日(水)～平成30年8月31日(金)	応募受付期間
平成30年9月	書類審査・ヒアリング・現地調査
平成30年10月	結果通知発送

※本募集期間中に応募が無かった場合は、翌月の1ヶ月を単位として再募集を行います。再募集を行う場合は、本市ホームページに掲載します。

**【運営法人の選考と決定方法等】**

書類審査・ヒアリング・現地調査等により総合的に審査採点を行い、合格点を上回る法人の中から最も点数の高い法人を、候補者として選定します。

選考委員会日程 平成 30 年 9 月（予定）

開催場所 未定

時間配分の目安 プレゼンテーション 30 分、提案内容ヒアリング 30 分

※審査基準の項目について、質疑に回答ができる実務担当者をご同席くださるようお願いいたします。

※現地調査は、別途日程調整します。

**【審査の基準】**

基本的な応募資格及び応募条件の確認を行い、資格・条件を満たす法人について、本市の地域特性を踏まえ、次のとおり審査採点を行います。

審査は、提出いただいた書面、プレゼンテーション及びヒアリング・現地調査により、法人の適性・提案内容・実現可能性等を総合的に判断し、候補となる法人を選考します。

評価項目	審査対象
①総合審査による評価 ・企画コンセプト ・実現性 ・信頼性 ・管理運営 ・経営基盤 ②プレゼンテーション・ヒアリング・現地調査における評価 ・小規模保育事業運営・事業計画・既存園の運営状況 ・全体評価	①コンセプト等 ・保育の基本理念、逗子市における事業展開の意図等 ②法人の基本的要件 ・財務面の健全性・安定性、運営施設の管理運営実績について等 ③事業の提案内容 ・設置条件、運営内容、職員配置、資金計画の提案内容について等

なお、審査項目・審査基準及び配点は別紙のとおり

**【その他】**

- 1 今回の募集は、市内に小規模保育事業(A 型)の事業所を設置する法人を募集するものであり、対象法人として選定された後にも、児童福祉法に基づく認可を受けるに当たり、必要に応じて消防法を始めとした関係法令に基づく書類の提出や協議があります。
- 2 決定した法人と逗子市との間で、応募内容に沿った小規模保育事業(A 型)の事業所設置についての覚書を交わす場合があります。
- 3 決定後に、提出された書類の内容との相違や、関係法令等に基づく小規模保育事業(A 型)の事業所設置運営ができない場合には、事業者としての決定を取り消す場合があります。
- 4 提出された応募書類の内容は、公表等に必要な場合、無償で使用できるものとし、情報公開請求により開示する場合があります。なお、応募者の正当な利益を害するものについては、使用・開示の対象とはしません。

**問合せ先**

逗子市教育委員会 教育部 保育課

所在地 〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16

電話 046-873-1111